

平成31年 4月臨時会

綾川町議会会議録

(第 2 回)

平成31年 4月25日開会

平成31年 4月25日閉会

綾川町議会

平成31年 第2回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第17号

平成31年 4月25日綾川町議会議場に第2回臨時会を招集する。

平成31年 4月22日

綾川町長 前田 武俊

開会 平成31年 4月25日 午後 1時00分

閉会 平成31年 4月25日 午後 2時43分 (会期1日間)

第1日目 (4月25日)

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正道
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

16番	安藤利光
1番	三好東曜

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	横 井 邦 洋
総 務 課 長 補 佐	小 泉 秀 城
議 会 事 務 局 書 記	福 家 祐 子

地方自治法121条による出席者の氏名

町 長	前 田 武 俊
副 町 長	谷 岡 学
教 育 長	松 井 輝 善
総 務 課 長	松 本 正 人
支 所 長	稲 毛 繁 晴
税 務 課 長	宮 本 佳 和
学 校 教 育 課 長	宮 前 昭 男
生 涯 学 習 課 長	久 保 田 真 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	福 井 昌 弘
建 設 課 長	三 好 和 彦
経 済 課 長	福 家 勝 己
住 民 生 活 課 長	高 嶋 健 一
保 険 年 金 課 長	土 肥 奈 緒 美
陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	土 肥 富 士 三
健 康 福 祉 課 長	岡 田 信 義
子 育 て 支 援 課 長	井 手 上 寛 子

傍聴人 0人

議 事 日 程

4月25日（木）午後1時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町税条例の一部改正)
- 第 4 議案第 2号 町長の専決処分事項の報告について
(綾川町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について

平成31年第2回綾川町議会臨時会

4月25日 午後1時00分開会

○議長(河野) 皆さん、こんにちは。只今、出席議員は16名であります。定数に達しておりますので、只今から、平成31年第2回綾川町議会臨時会を開会致します。

○議長(河野) これより、本日の会議を開きます。

○議長(河野) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、16番、安藤利光君、1番、三好東曜君の両名を指名致します。

○議長(河野) 日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直樹君。

○議会運営委員長(大野) 議長。(挙手あり)

○議長(河野) 大野君。

○議会運営委員長(大野) 改めまして、こんにちは。只今、議長に求められました日程第2、「会期決定について」ご報告を申し上げます。

本件につきましては、4月22日午後1時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催致しました。

委員会の開催にたりましては、議会から議会運営委員会委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局から前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。

それでは、当委員会における協議の結果についてご報告を致します。

先ず、今般の平成31年第2回臨時会に際し、提出予定議案として説明のあったものは、専決処分案件2件、契約案件1件の、合計3件であり、お手元の議案書に記載された通りでございます。

当委員会として、いずれの議案も緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当と認めたものであります。

次に議案審議の方法についてご報告致します。

この後、町長より提案理由の説明を受け、各議案を所管する各常任委員会に付託することと致したいと思っております。

この後、各常任委員会で審議を経た後、本会議を再開し、各委員長報告を受け、採決の順に進めていくことと致しました。

従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定致しました。

以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会運営となりますよう、各議員の皆様におかれましては格段のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。
（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、会期は本日1日間と決定致しました。

○議長（河野）日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から、日程第5、議案第3号、「工事請負契約の締結について」までを、一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）議長。（挙手あり）

○議長（河野）町長。

○町長（前田）本日開会致しました、第2回臨時会にご提案申し上げました議案3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号から議案第2号までは、「町長の専決処分事項の報告について」の議案でございます。

まず、議案第1号の「綾川町税条例の一部改正」、及び議案第2号の「綾川町国民健康保険税条例の一部改正」でございますが、地方税法の一部を改正する法律が国会において、平成31年3月29日に公布され4月1日より施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらるものでございます。

次に、議案第3号、「工事請負契約の締結について」の議案でございますが、平成31年度綾川町立山田保育所改修工事（建築）に係る指名競争入札を、去る4月17日に執行致しました結果、富士建設株式会社 代表取締役 真鍋有紀子氏と消費税込み6,413万円で仮契約を締結致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会のご議決をいただきたいと存じまして、本案を提出致した次第でございます。

以上、議案3件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

- 議長（河野）お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第1号から議案第3号を、それぞれ所管する常任委員会に付託したいと思致します。
- 議長（河野）これに、ご異議ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、議案第1号から議案第3号をそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定致しました。
- 議長（河野）ここで暫時休憩と致します。

休憩 午後 1時 6分
(休憩中に総務常任委員会、厚生常任委員会を開催)
再開 午後 2時 29分

- 議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開致します。
- 議長（河野）これより、委員長報告を行います。委員長の報告を求めます。
- 議長（河野）総務常任委員長、横井薫君。
- 総務常任委員長（横井）はい、議長。13番、横井。(挙手あり)
- 議長（河野）横井君。
- 総務常任委員長（横井）それでは、只今より、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日4月25日、午後1時9分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催致しました。

委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、課長、担当課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

本臨時会で当委員会に付託された案件は1件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告（綾川町税条例の一部を改正する条例について）」でございます。執行部に説明を求めました。

執行部より、「このたびの改正は、上位法である地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が3月29日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例の条文を早急に改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものである。」との説明がありま

した。

議案第1号は、「地方税法等の一部改正に伴い、綾川町税条例の所要の規定を一部改正するものであり、改正の主なものとしては、町民税においては非課税範囲に単身児童扶養者を追加規定、本年10月の消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、住宅借入金特別控除に係る控除期間を3年間延長する規定の改正、また、ふるさと納税（特例控除）でございますが、制度における寄附金税額控除について、基準に適合する地方団体のふるさと納税について（特例控除）対象とする改正、軽自動車税においては、グリーン化特例について適用期間を2年間延長、また、2021年4月以降については、適用対象を電気自動車等に限定する規定の新設、また、軽自動車税の環境性能割における非課税措置及び税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものである。」との説明がありました。

委員より、「耐震改修等における熱損防止改修工事についての補助について」質問がありました。執行部から、「基準を満たし、建設課で補助等の住宅については固定資産税の軽減措置がある。」との答弁がありました。

委員より、「要安全確認計画記載建築物はどのような建築物か。」との質問がありました。執行部から、「国、県が指定した不特定多数が利用する大規模建築物等で、綾川町には該当がない。」との答弁がありました。

委員より、「ふるさと納税の特例控除について、基準適合とはどういうものか。」との質問がありました。執行部から、「適正に募集を実施し、返品について地場商品で、割合が3割のふるさと納税である。」との答弁がありました。

委員より、「グリーン化特例の税率等の詳細な説明について」との質問がありました。執行部から、「75%軽減、50%軽減、25%軽減について詳細の説明をし、今後、分かりやすいようにお示ししたい。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部提案のとおり、委員全員異議なく承認致しました。すべての審議を、午後1時43分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野） 厚生常任委員長、井上博道君。

○厚生常任委員長（井上） 議長。9番、井上。（挙手あり）

○議長（河野） 井上君。

○厚生常任委員長（井上） 厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

本日4月25日、午後1時50分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催致しました。

出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また1名の傍聴議員の出席がありました。

町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本臨時会で当委員会に付託された案件は、2件であり、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号、「町長の専決処分事項の報告について」説明を求めました。

執行部より、「綾川町国民健康保険税条例について、平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、国民健康保険税課税限度額の引上げと併せて国民健康保険税課税軽減措置の拡大を図ることによる条例の一部改正の必要が生じたが、議会にお諮りする時間がなく、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をし、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

これに対して委員より、「以前より国保税の引き下げを要望しているが、引き続きお願いしたい。」との要望があり、執行部より「県を通じて国に要望していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第3号「工事請負契約の締結について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「工事請負契約の締結について、平成31年度綾川町立山田保育所改修工事（建築）の入札を去る4月17日、指名競争入札により実施し、富士建設株式会社 代表取締役 真鍋有紀子氏と、消費税込み6,413万円で仮契約を4月22日に締結したので、地方自治法第96条第1項第5号により議会の承認が必要であり、議案の提案をしました。」との説明がありました。

次に執行部より、「主な改修工事としては、内部改修工事で各諸室のクロス張替え、外壁改修工事、屋根塗装工事、外構工事でアスファルト舗装等、プール改修工事、トイレ改修工事である。また、併せて改修する電気設備工事を株式会社カナックと消費税込み2,167万円で、機械設備工事を雉(きじ)鳥(とり)工業株式会社と消費税込み2,195万8,200円で4月22日に契約締結した。」との説明がありました。

これに対して委員より、「工事費が高額になるのはどの箇所か。」との質問があり、執行部より、「受変電盤の新規設置と全エアコンの取り換え部分である。」との答弁がありました。

委員より、「現在の建物の建築年度は何年か。また、耐震状況はどのようになっているのか。」との質問があり、執行部より、「平成3年に建築しており、耐震基準も満たしている。」との答弁がありました。

その他、質問もなく、委員一同異議なく承認しました。

ここで、すべての審議を午後2時7分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会における報告審議についての委員長報告を終わり

ます。

- 議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。
- 議長（河野） これより、採決を行います。
- 議長（河野） 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決致します。
- 議長（河野） 本案を、承認することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 「異議なし」と認めます。よって議案第1号は承認することに決定致しました。
- 議長（河野） 議案第2号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決致します。
- 議長（河野） 本案を、承認することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 「異議なし」と認めます。よって議案第2号は、承認することに決定致しました。
- 議長（河野） 議案第3号、「工事請負契約の締結について」を採決致します。
- 議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 「異議なし」と認めます。よって議案第3号は、原案のとおり、可決されました。
- 議長（河野） 以上で、本臨時会に、付されました事件は、終了致しました。従って、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会致したいと思います。
- 議長（河野） 閉会することに、ご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野） 異議なしと認めます。
- 議長（河野） よって、本臨時会は、本日で閉会することに決定致しました。
- 議長（河野） これで、本日の会議を閉じます。平成31年第2回綾川町議会臨時会を閉会致します。ありがとうございました。

閉会 午後2時43分